

お知らせ

女性の人権ホットラインを開設

全国人権擁護委員連合会と愛知県人権擁護委員会連合会では、夫やパートナーからの暴力や職場などのセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる各種の人権問題に取り組んでいます。十一月十二日から二十五日までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、「女性人権ホットライン」を開設し、相談に応じますので利用してください。

日時 十一月二十日(日)

午前十時～午後五時

場所・問い合わせ先

名古屋法務局四階人権擁護委員室

☎052(952)8188

青少年によい本をすすめる県民運動を実施

愛知県と愛知県青少年育成県民会議では、「育てよう 豊かな心 読書から」をスローガンとして十月三十一日まで『青少年によい本をすすめる県民運動』を実施しています。この運動の一環として、ハガキによる読書感想文を募集します。応募いただいた方の中から選考で全国共通図書カードまたは児童図書を贈ります。

送付先

〒460 8501

愛知県庁内愛知県青少年育成県民

会議事務局「読書感想文」係

住所・氏名・学校名・学年・職業・

年齢・作品名を記入してください。

官製ハガキで応募してください。

十一月四日(金)必着です。

読書感想文募集図書

(幼児向)

「てん」

「ウィルフキをつけて!」

(小学校低学年向)

「月と少年」

「やどかりどんのやどさがし」

「メアリー・スミス」

(小学校中学年向)

「こぎだせ!ばくらのカワセミ号」

「山のかぼちゃ運動会」

「ソフィーと黒ネコ」

「フェアリー・レルム」

金のプレスレット

(小学校高学年向)

「樹のことばと石の封印」

「裔を継ぐ者」

「スピリット島の少女」

オジブウェー族の一家の物語

(中学生高校生向)

「臆病者と呼ばれても」

「良心的兵役拒否者たちの戦い」

「ペーターという名のオオカミ」

(青年向)

「『好き』をシゴトにした人」

「Good Luck」

問い合わせ先

愛知県青少年育成県民会議

☎052(961)2111

(内線2487)

児童手当所得制限額表

扶養親族数、所得額共に平成16年分で判定します。(平成17年度)

扶養親族数	国民年金の方	厚生年金などの方
0 人	3 0 1 万円	4 6 0 万円
1 人	3 3 9 万円	4 9 8 万円
2 人	3 7 7 万円	5 3 6 万円
3 人	4 1 5 万円	5 7 4 万円
4 人	4 5 3 万円	6 1 2 万円
5 人	4 9 1 万円	6 5 0 万円
6 人	5 2 9 万円	6 8 8 万円
7 人	5 6 7 万円	7 2 6 万円
8 人	6 0 5 万円	7 6 4 万円

源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄または、確定申告書の「所得金額の合計」欄の額から下の金額を差し引いた額が上表の額未満であれば手当が支給されます。

一律控除8万円(すべての方が対象です)、障害者控除27万円、特別障害者控除40万円、老年者控除50万円、寡婦(夫)控除27万円、特別寡婦控除35万円、勤労学生控除27万円、その他確定申告時に控除を受けた医療費控除、雑損控除、小規模企業共済掛金控除の額

10月は児童手当の支給月です

受給者の方には、振り込みが完了しだい通知します。今回支給される手当は平成17年6月分から平成17年9月分です。

現在、小学校3年生以下の児童を養育している方で児童手当をまだ認定請求していない方は、早急に手続きをしてください。認定請求をした翌月から手当の支給が開始されます。

養育者の加入する年金制度により、右表のとおり所得制限があります。

公務員の方(郵政公社や独立行政法人を除く)は勤務先が請求場所になります。

問い合わせ先

住民福祉課 ☎(48)1111(内226)